

生駒市地域防災計画（改正案）

令和6年2月改正

●改正点

災害ボランティア活動支援環境の整備	-25-
広域防災体制の確立	-28-
防災拠点の整備	-29-
災害対策用資機材の整備	-30-
農地災害予防対策	-42-
危険物施設等の災害予防対策	-44-
緊急輸送体制の整備	-61-
受援体制の整備	-62-
災害時要援護者支援	-74-
ボランティアの受入れ	-84-
被災者の生活再建支援	-91-
（災害対策本部編成表	-49-2- ）

本市の地域防災計画の変更に関わる項目と変更ページ

防災基本計画修正（令和5年5月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- **多様な主体と連携した被災者支援**
 - ・ 都道府県による災害中間支援組織（※1）の育成・強化、関係者の役割分担の明確化
 - ・ **災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化**
 - ・ **災害ケースマネジメント（※2）などの被災者支援の仕組みの整備**

P25 P84

P74 P91

※1 NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織
 ※2 一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

○ **国民への情報伝達**

- ・ 長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達
- ・ 通信障害発生時の丁寧な周知広報の実施
- ・ 障害者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進

○ **デジタル技術の活用**

- ・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

P74 P91

日本海溝・千島海溝間及び海溝地帯に係る基本計画の変更を踏まえた修正

○ **北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）の解説・伝達**

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でMw7.0以上の地震が発生した場合、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信し、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして、後発地震への注意を促す取組について、令和4年12月より運用を開始。



令和4年に発生した災害を踏まえた修正

<北海道知床で発生した遊覧船事故>

- **旅客船の総合的な安全・安心対策の強化**

※海上災害対策本部の修正

<トンガ諸島の火山噴火による潮位変化>

- **火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達**

第5節 災害ボランティア活動支援環境の整備

現状	市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置に備え、「災害支援マニュアル」を作成するとともに、県社会福祉協議会と共同して、災害ボランティア設置・運営訓練等の災害対応訓練を実施している。
課題	ボランティアは、自主的かつ自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できないため、災害ボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、市の連携・支援が必要となる。
基本方針	災害時には、市や防災関係機関による防災活動だけでなく、市民や地域外からの災害ボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、災害ボランティア活動の普及、啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活性化を推進する。

→ 資料集3-3-1 災害応援協定一覧

1 災害ボランティア拠点の整備	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、災害時に災害ボランティアセンターを迅速に設置運営できるよう、体制整備に努める。	
2 ボランティア活動支援体制の整備	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市、県、関係機関・関係団体・既存ボランティア及び自治会と連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。	
3 災害ボランティアの育成・啓発	総務部、地域活力創生部、福祉健康部
市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア希望者のための各種講習の開催、ボランティアとの防災訓練の実施等により、災害ボランティアの育成・啓発を行うとともに、災害ボランティア登録制度の確立を図る。	
4 専門ボランティアの把握	市社会福祉協議会
市社会福祉協議会は、市と連携して、県ボランティア・NPO活動情報提供システム（奈良ボランティアネット）等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。	

災害ボランティアセンター設置予定場所	北コミュニティセンターISTA はばたき
--------------------	----------------------

●変更理由:防災基本計画修正に伴う変更

第2節 広域防災体制の確立

現状	周辺及び県内都市と災害相互応援協定を締結しているとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、 環境自治体会議に加盟する全国28自治体友好都市 及び全国青年市長会に加盟する全国 47 自治体と相互応援協定を締結している。
課題	遠隔地の自治体等と平素から連絡を取り、関係を密にしておくことが求められている。
基本方針	大規模災害を視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図るため、受援や支援に備えて、他の公共団体等と情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定等を締結するなど、より実践的な体制の確立を図る。

→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧

1 受援体制の整備	総務部、消防本部
<p>市は、応援要請後、自衛隊、緊急消防援助隊、他市町村からの応援部隊等が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルの整備を行うとともに、職員への周知徹底を図る。</p> <p>また、平時から協定を締結した団体間で、訓練、情報交換等の実施に努めるとともに、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援団体の執務スペース、宿泊場所、待機所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等の確保に努める。</p>	
2 支援体制の整備	市長公室、総務部
<p>市は、市外での大規模災害発生時に備えた支援体制の整備に努めるとともに、防災関係機関や各種団体等との連携を強化し、派遣可能な職員等の人数の把握に努める。</p> <p>また、大規模災害発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を県と連携して進めるとともに、広域避難について協定を締結している市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。</p>	

●変更理由：友好都市の追加

第3節 防災拠点の整備

現状	防災拠点として、災害対策本部は市役所、地域防災拠点は総合公園体育館及び消防署北分署、地区防災拠点は各中学校と定めるとともに、受入拠点として、山麓公園、ふれあいセンター、生駒北スポーツセンター等の施設を定めている。また、文教施設を中心に避難所に指定している。
課題	東日本大震災の教訓から、災害対策本部等の防災拠点には耐震化等による安全性の確保や代替施設の確保、非常用電源設備等の整備や燃料備蓄等による自立性の強化が求められている。
基本方針	災害時において、防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

→ 資料集 2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所

→ 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧

1 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の指定・整備	総務部
<p>市は、適切な建物を指定緊急避難場所や指定避難所として指定し、市民に周知する。また、市内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点として位置づけるとともに、自衛隊や県等からの応援を受入れるときに、応援活動の拠点となる施設及び場所を受入拠点として位置づけ、それぞれの防災拠点や受入拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。</p>	
2 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の機能強化	総務部
<p>市は、指定緊急避難場所や指定避難所、防災拠点、受入拠点に関する建物等の耐震化・不燃化等を図り、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じるなど安全性を確保するとともに、備蓄品、資機材等を整備し、機能強化を図る。また、それぞれの代替施設の選定など各機能のバックアップ対策を講じるとともに、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。</p>	

■防災拠点

種別	設置場所	役割と機能
災害対策本部	生駒市役所 (代替：消防本部)	市の災害への対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の収集・共有、伝達を行う機能を担う。
地域防災拠点	総合公園体育館	県が設置する広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受入拠点であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。
	消防署北分署	北部地域の消防救急活動の拠点であるとともに、防災拠点として平常時は地域自治会や自主防災会等の防災研修の場、災害時には北部地域で起きた災害に対する現地災害対策本部的機能を担う。
地区防災拠点	各中学校	地区防災拠点は中学校を単位として、災害時には、地域の情報や救護の活動拠点としての役割を担う。

■受入拠点

種別	自衛隊	県・市町村	緊急消防援助隊	災害ボランティアセンター
活動拠点	市全域	庁舎 地区防災拠点等	消防本部庁舎 生駒小学校運動場 総合公園グラウンド	北コミュニティセンター ISTA はばたき
連絡事務所 宿舎等	庁舎内 山麓公園多目的広場 生駒北スポーツセンターグラウンド	ふれあいセンター	消防本部庁舎 山麓公園多目的広場 生駒北スポーツセンターグラウンド 総合公園グラウンド 北大和野球場、グラウンド	—

●変更理由: 宿泊場所を災害に応じて適宜に選択できるよう増加

第4節 災害対策用資機材の整備

現状	避難所に防災コンテナを配備し、資機材の分散確保を行うとともに、民間事業者との協定の締結により資機材不足に備えている。 また、自主防災会における災害対策用資機材の整備を促進するため、自主防災会活動補助金を交付している。
課題	災害時に応急復旧等が必要となる災害対策用資機材を迅速に調達することは非常に困難であることから、平時から物資や災害対策用資機材を備蓄し、整備し、点検しておくことが必要である。
基本方針	災害時に応急復旧等の対策を円滑に実施するために必要となる災害対策用資機材について、平時から十分点検、整備を行い、各資機材の機能を有効に発揮できるようにする。また、応急対策の迅速性を確保するため、自治会や自主防災会等のコミュニティ単位で災害対策用資機材を整備する。

- 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧
- 資料集 5-2-1 防災倉庫の保管数量表

1 災害対策用資機材の整備・維持管理	各部
<p>市は、災害対策用資機材の分散備蓄を推進するため、防災倉庫の整備に努める。</p> <p>また、情報伝達、初期消火、救助・救急活動、水防活動、道路啓開活動、医療・救護活動、防疫、被災建築物及び被災宅地応急危険度判定等、災害時の対策ごとに必要となる資機材を把握して、それぞれ整備する。</p> <p>なお、整備済み資機材は、定期的に点検し、維持管理に努めるとともに、不足するものについては補充する。</p>	
2 災害対策用資機材の調達の整備	各部
<p>市が備蓄する災害対策用資機材に不足が生じる場合に備え、あらかじめ関係団体等との協定を締結し、調達体制の確保に努める。</p>	
3 コミュニティ単位の災害対策用資機材の整備	総務部、自主防災会
<p>市は、災害発生時の応急対策の迅速性を確保する目的から、自治会や自主防災会等のコミュニティ単位で災害対策用資機材を整備、拡充することに努める。</p> <p>自主防災会は、地域に応じた災害対策用資機材を計画的に共同備蓄することに努める。</p>	

●変更理由：すべての避難所にコンテナ又は倉庫の配備を完了

第5節 農地災害予防対策

現状	県の調査では、市内には、10箇所のため池要整備箇所（4箇所の今後早急に地元ため池管理者と協議対応するため池、4箇所の再度詳細調査が必要なため池）があり、23箇所の山地災害危険地区（14箇所の山腹崩壊危険地区、9箇所の崩壊土砂流出危険地区）がある。
課題	東日本大震災では、ため池の決壊により人命が失われるとともに、人家や農地が被災したことから、大規模地震に備えた耐震調査と必要な整備が急務となっている。また、山地災害を防止・軽減するためには、治山事業等に基づくハード対策に加え、山地災害危険地区の周知等のソフト対策の充実・強化が必要である。
基本方針	ため池の決壊等による湛水被害を防止するため、ため池等管理者に対して、適切な措置を行うよう指導し、水量の調整、農業用排水路の整備、ため池堤体の強化等に努める。

→ 資料集 1-2-6 山地災害危険地区一覧

→ 資料集 1-2-7 防災重点ため池要整備箇所一覧

1 ため池整備事業	地域活力創生部
市は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐（よすいばけ）、樋管等で緊急整備を要するため池について、ため池等の管理者に対し、指導・助言を行い、国及び県が制度化しているため池等の補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進する。	
2 ため池適正管理の啓蒙・普及活動	地域活力創生部
市は、県と連携して、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。	
3 ため池防災対策等推進事業	地域活力創生部
市は、県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、堤塘の安全性に対する耐震調査等、パトロール等を実施し、ため池防災対策等推進事業を推進するとともに、 防災重点のため池については順次ハザードマップの作成を行う。 また、貯水位を下げることにより、災害を未然に防ぐための防災減災と、洪水調整機能を確保することを目的とした、ため池余水吐切下げ事業を推進する。	
4 山地災害予防	地域活力創生部
市は、県の治山事業に協力し、対策事業の推進を要請するとともに、市民に対してハザードマップの配布等により山地災害危険地区の周知徹底、防災知識の普及を行う。	

●変更理由:①防災重点ため池ハザードマップ作成完了

②ハザードマップ（総合防災マップ）を令和5年6月までに全戸配布

第7節 危険物施設等の災害予防対策

現状	市内には危険物施設が107施設、高圧ガス関連施設が2施設ある。 (令和6年1月31日現在)
課題	危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。
基本方針	危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。

→ 資料集 3-3-1 災害応援協定一覧

1 危険物施設等の災害予防	消防本部
<p>市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。</p> <p>また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。</p>	
2 危険物施設取扱事業者等の災害予防	危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者
<p>危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。</p>	

●変更理由：確認時期の修正

第2節 緊急輸送体制の整備

災害時の救助・救急活動、緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するため、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等、輸送力の確保に万全を期する。

また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

【各項目の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 緊急輸送手段の確保						
2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保						
3 緊急輸送 (参照)						
マニュアル編 第2章第2節 緊急輸送体制の整備 資料集 5-2-4 緊急輸送道路網図						

1 緊急輸送手段の確保	
担当部	本部事務局、消防部
実施内容	<p>市保有車両で緊急輸送を実施するが、車両が不足するときは、協定締結団体、タクシー会社、バス会社、その他輸送業者、建設業者等への協力を要請し、車両を確保する。</p> <p>さらに、車両が不足するときは、輸送区間及び借り上げ期間、輸送人員又は輸送量、車両等の種類及び台数、集結場所及び日時、その他必要な事項を明示して、県又は他市町村等に斡旋を要請する。</p> <p>なお、陸上の輸送が不可能なときは、緊急輸送手段として有効と考えられる場合は、ヘリコプター等の使用について、臨時離発着場を指定して、県に要請する。</p>
主な連携先	協定締結団体等（輸送への協力）、県（応援調整等）
※協定締結団体とは、日本通運株式会社奈良支店、豊和運輸株式会社	
2 物資輸送拠点の設置と緊急輸送道路の確保	
担当部	救援衛生部、土木部
実施内容	<p>避難所までの物資の輸送効率を上げるため、総合公園体育館に物資輸送拠点を設置する。</p> <p>また、道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路が途絶したとき、関係機関の協力を得て、道路における障害物の除去、道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に実施する。なお、放置車両や立ち往生車両が緊急輸送道路の通行を妨げるときは、運転者等に対し移動を命じ、運転者がいないときにおいては、道路管理者が車両の移動を実施する。</p>
主な連携先	国（所管道路の啓開）、奈良県道路公社（所管道路の啓開）、県（所管道路の啓開）、生駒警察署（交通管理者への要請）、生駒建設業協会（障害物の除去）

3 緊急輸送	
担当部	本部事務局
実施内容	<p>県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったときは、知事又は県公安委員会に対して、緊急通行車両及び規制除外車両の確認を申請し、認定を得て緊急輸送を実施する。</p>
主な連携先	生駒警察署（標章の交付等）

※緊急通行車両、規制除外車両の確認申請は、事前届出制度を活用する。

●変更理由：消防庁文書「地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて」

令和6年1月30日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて

平素より防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年能登半島地震では、各地で道路が途絶したことから、災害応急対策を実施する関係機関の情報収集及び人員の搬送、救助・救出活動、高齢者の転院搬送並びに孤立集落への物資輸送などに当たって、機動力のあるヘリコプターが効果的に活用されたところです。

これは、防災基本計画において、「緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとし、特に、機動力のあるヘリコプター等の活用を推進する」（第2章第5節3 緊急輸送）こととされていることを踏まえ、実施されたものです。

災害時の緊急輸送については、これまでの災害においても今回と同様、交通状況等を勘案し、ヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段が機動的かつ効果的に活用されていますが、今後もそのような運用が適切に行われるよう、地域防災計画において明確な記載がなされることが重要です。

このため、下記のとおり、明確な記載となるよう地域防災計画の見直しを検討いただきますようお願いいたします。

貴都道府県におかれましては、貴管内市区町村にもこの旨周知いただくとともに、必要な助言や支援等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

また、令和6年能登半島地震を教訓とした地域防災計画の緊急点検・見直しを踏まえた修正については、追ってご連絡を申し上げます。

記

防災基本計画を踏まえ、貴団体の地域防災計画にヘリコプターをはじめとする様々な輸送手段の機動的かつ効果的な活用を積極的に位置づけること。

特に、地域防災計画で、「地上輸送がすべて不可能な場合は、・・・ヘリコプターの派遣の要請を行う」など、車両輸送をはじめとする他の輸送手段の実施がすべて不可能になった場合に限り、ヘリコプターを活用する趣旨と解される記載がある場合には、**「緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、・・・ヘリコプターの派遣の要請を行う」**などに修正し、ヘリコプターの積極的な活用を行う趣旨を明確にすること。

以上

<問合せ先>

○消防庁国民保護・防災部防災課

太田災害対策官、早勢係長、大竹事務官

TEL：03-5253-7525

第3節 受援体制の整備

災害が発生し、その被害が広範囲に及ぶなど、市単独では災害への対応が困難と判断されるとき、あらかじめ締結した応援協定等に基づき他都市や県に応援要請を行い、災害応急対策の万全を期す。

【各項目の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間～ ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 応援の要請・要求 【自衛隊、県】						
【その他応援協定締結先等】						
2 受援体制の確保 【自衛隊、DMAT、TEC-FORCE、緊急消防援助隊】						
【その他応援協定締結先等】						
(参照) マニュアル編 第2章第3節 受援体制の整備 資料集 6-1-3 県消防防災ヘリコプター派遣要請手続き 資料集 3-3-2 自衛隊派遣要請要求手続き 資料集 6-1-4 ヘリコプターの受入れ準備						

1 応援の要請・要求	
担当部	本部事務局、消防本部
実施内容	市長が市単独では災害の対応が困難と判断したときは、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。 なお、緊急のときは、とともに、 直接、自衛隊に災害派遣要請を行う。 い、県に事後報告する。 また、人的支援、物的支援が必要なときは、応援協定締結団体、応援協定締結都市、県、他の市町村に対して、応援を要請する。 さらに、指定行政機関、又は指定地方行政機関の職員及び他の地方公共団体の職員の派遣が必要なときは、県に斡旋を要求する。
主な連携先	応援協定締結団体（協定に基づく支援）、協定締結都市（協定に基づく支援）、県（応援調整）、緊急消防援助隊（消防の応援）、TEC-FORCE（応急復旧対策）、DMAT（医療の支援）、DPAT（精神医療の支援）、自衛隊（災害派遣）

2 受援体制の確保	
担当部	本部事務局、消防本部
実施内容	応援を受けるときは、支援する機関との連絡を速やかに行うための連絡窓口を事務局に設置し、派遣部隊等の到着時間、人員、責任者の氏名及び連絡先等を確認する。 また、派遣部隊等の作業計画を作成するほか、必要に応じて、食料、飲料水、宿泊所、待機場所、駐車場等について準備する。 なお、派遣部隊等到着時は、作業計画等について協議を行い、県に報告する。
主な連携先	応援協定締結団体（協定に基づく支援）、協定締結都市（協定に基づく支援）、県（応援調整）、緊急消防援助隊（消防の応援）、TEC-FORCE（応急復旧対策）、DMAT（医療の支援）、DPAT（精神医療の支援）、自衛隊（災害派遣）

●変更理由：自衛隊との関係強化

【資料集】 3-3-2 自衛隊派遣要請要求手続き

(1) 災害派遣要請依頼基準

市長（本部長）は、次の状況を勘案し、自衛隊の災害派遣要請について検討する。

- ア. 人命救助のため応援を必要とするとき
- イ. 大規模な災害の発生が予想され、緊急に応援を必要とするとき
- ウ. 市内で大規模な災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- エ. 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- オ. 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- カ. 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき

(2) 災害派遣要請要求方法

市長（本部長）の判断に基づき、自衛隊の災害派遣要請が決定された場合は次の事項を明らかにして、原則として文書（様式編の6の（9）参照）により県防災行政無線FAXを利用し、県（防災統括室）に派遣要請を依頼する。ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合には、前記の各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

- ア. 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考となるべき事項

■派遣依頼先

■派遣要請先（直接、要請する場合）

奈良県知事（防災統括室） 県防災行政通信ネットワーク （電話）TN-111-9100 （災害対策本部室） TN-111-9070（統制室） （FAX）TN-111-9210 ※TN：機関別の発信特番 （生駒市役所発信時 有線101、衛星102） （生駒市消防本部発信時 有線48、衛星49） NTT回線 （電話）0742-27-8456 （防災統括室ダイヤルイン） 0742-22-1101（代表） （FAX）0742-23-9244	陸上自衛隊 第4施設団長 県防災行政無線 電話 TN-571-91、TN-571-92（当直室） FAX TN-571-90 NTT番号 0774-44-0001 相手 本部第3科総務班 内線 236, 235, 239 夜間 第4施設団本部付隊当直 （当直室）内線 223 NTT FAX 0774-44-0001（交換切替 内線 233） 第7施設群 相手 本部第3科 内線 435, 436 第381施設中隊 内線 450 夜間 第7施設群部隊当直 （当直室）内線 402
--	---

(3) 災害派遣要請の通知

知事への要請依頼ができない場合には、市長（本部長）は、自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は、自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

この場合、市長（本部長）は、通知した旨を速やかに知事に通知しなければならない。

なお、緊急を要するため、やむを得ず直接自衛隊に要請の通知を行う場合の連絡先は次の通り。

※県知事及び第4施設団長に通知等できない場合（連絡可能となった時点で県知事に連絡）の連絡先は次の通り。

陸上自衛隊 第3師団長
兵庫県伊丹市広畑1-1
N T T 番号 072-781-0021
通信相手 第3師団第3部 防衛班 内線 3734
N T T F A X 072-781-0021（交換切替 内線 3724）

（4）自衛隊の活動内容

自衛隊に要請する活動内容は、概ね次の通り。

- ア. 被害状況の把握
車両、航空機等による被害状況の偵察
- イ. 避難の援助
避難者の援助、誘導、輸送等
- ウ. 被災者の捜索・救助
死者、行方不明者、負傷者等の捜索・救助活動
- エ. 水防活動
堤防、護岸等の防護及びその決壊に対する水防活動
- オ. 消防活動
利用可能な消火・防災用具を活用した消火活動、及び消防機関への協力
- カ. 道路又は水路の啓開
道路、水路の損傷又は土石の堆積等による障害物の除去作業
- キ. 診療、防疫、病虫害防除等の支援
被災者の応急診療、防疫、病虫害防除等の支援
- ク. 通信支援
災害派遣部隊の任務の達成に支障のない限度における通信支援
- ケ. 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合の救急患者の輸送及び医師、その他の救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送
- コ. 炊飯及び給水の支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合の炊飯及び給水
- サ. 交通規制の支援
交通が輻輳（ふくそう）する地点での自衛隊車両を対象とした交通規制
- シ. 救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対して救援物資を無償貸付又は譲与する。
- ス. 危険物の保安及び除去
処理能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

セ. その他

その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所用の処置をとる。

(5) 災害派遣部隊の受入れ

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、次のことを実施する。

1) 派遣部隊の誘導

市は、自衛隊の派遣要請を知事に求めた場合で、派遣部隊の誘導が必要と認める時は、県を通じて県警察本部に対し、その旨を依頼する。

2) 受入れ準備の計画樹立

市は、統括班長を連絡責任者として指定し、派遣部隊の指揮官と調整にあたりるとともに、自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう、作業内容及び計画を策定し、作業実施に必要な資機材を準備する。

なお、災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについて開設準備をする。(資料編 3-22 参照)

また、庁舎内、山麓公園、生駒北スポーツセンター等(災害状況に応じて適宜判断)に派遣部隊の連絡事務所を確保するとともに、派遣部隊の宿泊場所等を確保する。

3) 派遣部隊到着時の措置

市は、派遣部隊と作業計画等の協議を行うとともに、派遣部隊の到着について、県知事へ報告する。

(6) 自衛隊災害派遣の経費負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市が負担するものとし、市において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担する。

- ・災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- ・上記に規定するものの他、必要経費で協議により負担すべきと判断されたもの

(7) 災害派遣部隊の撤収要請依頼

市長(本部長)は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時又は必要がなくなったと判断した時には、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえで、速やかに文書(様式編の6の(10)参照)をもって知事に対して撤収要請を依頼する。

第3節 災害時要援護者支援

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者は、特に大きな影響を受けやすいことから、~~避難行動支援、安否確認、災害時要援護者の~~それぞれのニーズに合った~~避難生活支援等の~~対策を講じる。~~ことができるよう、被災者台帳や名簿作成等のデジタル化に努める。~~

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 情報伝達・避難誘導・安否確認						
2 災害時要援護者のニーズの把握						
3 避難生活支援						
(参照) マニュアル編 第4章第3節 災害時要援護者支援 関連計画集 災害時要援護者避難支援プラン 資料集 2-2-2 浸水想定区域に係る要配慮者利用施設一覧 資料集 2-3-2 土砂災害警戒区域に係る要配慮者利用施設一覧						

1 情報伝達・避難誘導・安否確認	
担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	大規模な地震発生時、避難準備情報の発表や避難情報の発令後は、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時要援護者名簿を活用するなど、災害時要援護者に対して、情報伝達や避難誘導等の避難行動支援を行う。
主な連携先	自治会・自主防災会（安否確認等への協力）、民生委員・児童委員（安否確認等への協力）、市社会福祉協議会（安否確認等への協力）

2 災害時要援護者のニーズの把握	
担当部	医療福祉部
実施内容	災害時要援護者に適切な支援を実施するため、臨時相談窓口の設置や避難所等への巡回相談等により、福祉ニーズの把握を行う。
主な連携先	市社会福祉協議会（相談体制の確保）、ボランティア（ニーズ把握への協力）

3 避難生活支援	
担当部	救済衛生部、医療福祉部
実施内容	災害時要援護者が避難所、福祉避難所等で生活する上で必要となる人材、福祉機器、物資等の確保に努め、それぞれのニーズに応じた避難生活支援を実施する。 また、その他、健康相談やメンタルケア等の巡回医療、社会福祉施設への一時的入居措置、応急仮設住宅や公営住宅への優先入居等、必要に応じた災害時要援護者対応に努める。
主な連携先	県（医療等体制の確保）、市社会福祉協議会（人材の確保等）、ボランティア（コミュニケーション支援等）

●変更理由：防災基本計画修正に伴う修正

第4節 ボランティアの受入れ

災害時に各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できるように、市社会福祉協議会等と協力して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 災害ボランティアセンターの設置						
2 ボランティアの受入れ						
3 ボランティアの派遣要請等						
(参照) マニュアル編 第5章第4節 ボランティアの受入れ 関連計画集Ⅶ 災害支援マニュアル 資料集3-3-1 災害応援協定一覧						

1 災害ボランティアセンターの設置	
担当部	医療福祉部
実施内容	多数の災害ボランティアが必要となる場合は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、市社会福祉協議会がに市災害ボランティアセンターを設置する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの設置）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの設置）

2 ボランティアの受入れ	
担当部	医療福祉部
実施内容	市災害ボランティアセンターにおいて、被災者が必要とする支援、生活課題のニーズを把握するとともに、ボランティアの受付及び調整等、一般ボランティアの受入れ対応を行う。 なお、市災害ボランティアセンターの運営が市社会福祉協議会のみでは困難なときは、県社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、企業等に協力を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営） 自治会（被災した地域住民が必要とする支援ニーズの把握への協力）

3 ボランティアの派遣要請等	
担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	一般ボランティアを多数必要とするときは、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて災害ボランティアの募集を行う。また、専門的スキルを有するボランティアを要するときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対してボランティア派遣を要請する。

災害ボランティアセンター設置予定場所	北コミュニティセンターISTA はばたき
--------------------	----------------------

●変更理由：防災基本計画修正に伴う修正

第3章 被災者の生活再建支援

被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、住宅の確保等を行い、市民の生活の安定を図る。

なお、実施に当たっては、**被災者台帳のデジタル化を進めるとともに**、総合相談窓口を設置し、**災害ケースマネジメントに基づく被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図るに寄り添った支援を実施する。**

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～ 3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1か月	1か月～
1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 【罹災証明申請・被害認定調査】						
【罹災証明発行】						
2 被災者の生活支援						
(参照) マニュアル編 第6章第3節 被災者の生活再建支援 資料集 7-1-3 生活資金等の支給・貸付概要						

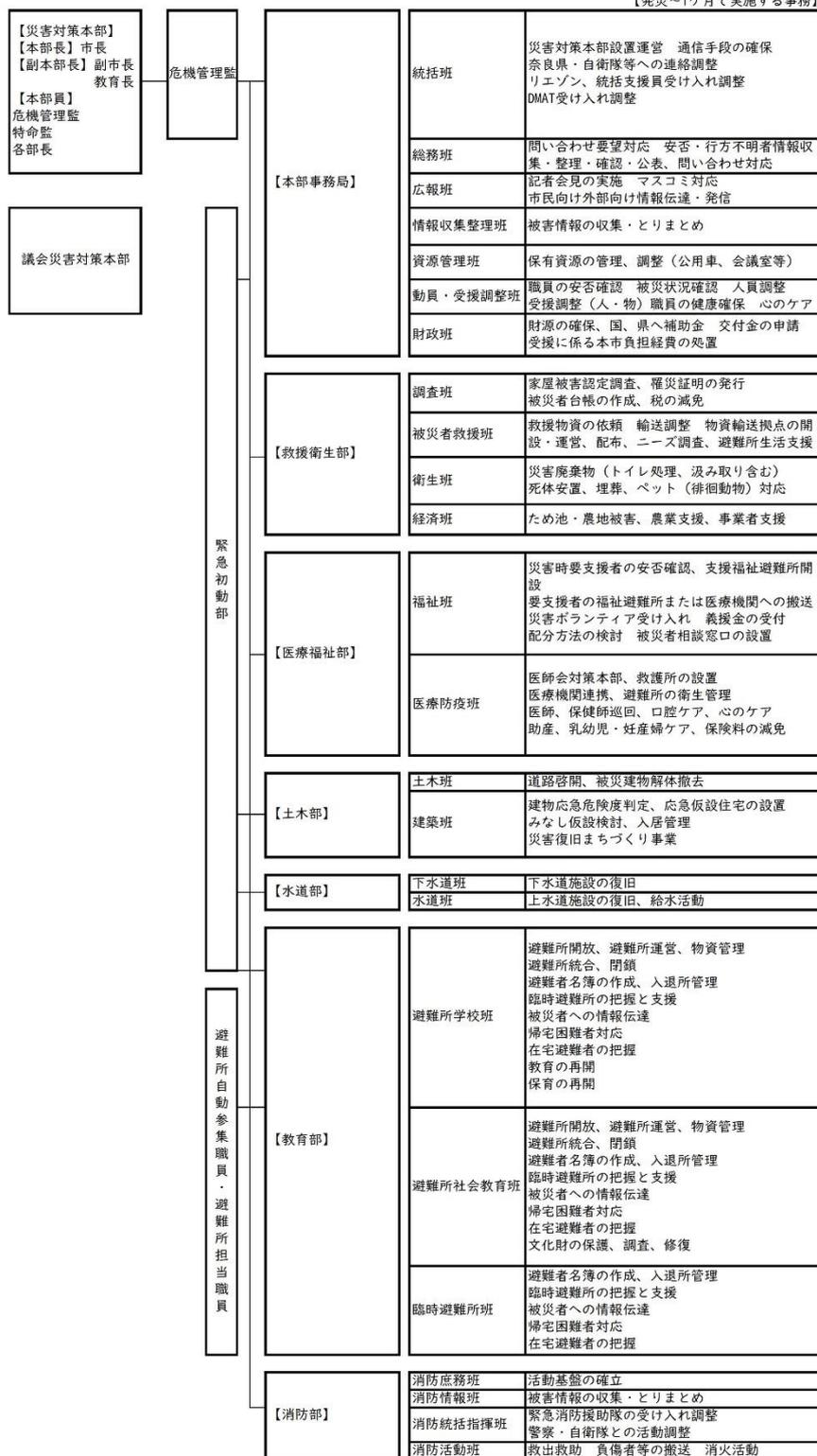
1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	
担当部	救援衛生部
実施内容	各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、住家等の被害程度の調査を行うとともに、被災者に罹災証明書を交付する。 また、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。
主な連携先	県（応援調整）、奈良県建築士会（被害判定調査支援）

2 被災者の生活支援	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	被災者生活支援に関する総合相談窓口を開設し、被災者の生活確保に必要な資金について、それぞれの法律、条令等の定めるところにより、支給・貸付を行う <input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金 <input type="checkbox"/> 当面の生活資金や生活再建の資金 <input type="checkbox"/> 税金や保険料等の減免・猶予 <input type="checkbox"/> 住まいの確保・再建のための支援 <input type="checkbox"/> その他
主な連携先	国（貸付原資負担、事業補助等）、県（事務委託、貸付原資負担、国への要請等）、市社会福祉協議会（生活福祉資金）、住宅金融支援機構（資金貸付）、協定締結団体等（行政手続きの支援）

●変更理由：防災基本計画修正に伴う修正

災害対策本部編成表（本編）

令和6年4月1日現在



改正後

災害対策本部編成表（マニュアル編）

令和6年4月1日現在

		◎部長	◎部長	関係施設	【発災～17日目で実施する事務】
【災害対策本部】 【本部長】市長 【副本部長】副市長 教育長 【本部員】 危機管理室 特命室 各部長	危機管理室	◎部長 【本部事務局】 ◎総務部 経営企画部 総務部（兼任） デジタルイノベーション推進課 議事管理委員会事務局 監査委員事務局 議会事務局 会計課 地域活力創生部（兼任）	総務課	◎防災安全課 防災課 消費生活センター	災害対策本部設置運営 通信手段の確保 物資・自衛隊等への連絡調整 リエゾン・統括支援員受け入れ調整 DMAT受け入れ調整
			総務課	◎災害対策委員会事務局 監査委員事務局 市民課 総務課（兼任） 会計課（兼任）	問い合わせ調整対応 安否・行方不明者情報収集・整理・確認・公表、問い合わせ対応
			広報課	◎広報広聴課 地域コミュニティ推進課（兼任）	記者会見の実施 マスコミ対応 市民向け外部向け情報伝達、発信
			情報収集整理班	◎人権擁護課 人権文化センター 市民共済多目的センター 情報システム管理室（兼任） 議会事務局 企画政策課（兼任） デジタルイノベーション推進課 財政課（兼任）	被害情報の収集・とりまとめ
			資源管理班	◎総務課（兼任） 情報システム管理室（兼任）	被害資源の管理、調整（公用車、会議室等）
			助員・受講調整班	◎人権課 企画政策課（兼任）	国民の安全確保 被災状況確認 人員調整 支援調整（人・物） 職員の見守り支援 心のケア 経費の確保、運・送へ補助金・交付金の申請 受給に係る本市民間雇員の処置
			財政班	◎財政課（兼任） 会計課（兼任）	経費の確保、運・送へ補助金・交付金の申請 受給に係る本市民間雇員の処置
			調査班	◎総務課（兼任） 総務課（兼任） 契約検査課（兼任）	家屋被害調査調査、被災証明の発行 被災者自給の作成、税の減免
			被災者救済班	◎地域コミュニティ推進課（兼任） 市民活動推進センター（兼任） 働き観光課（兼任） 観光振興課（兼任） 観光振興センター（兼任） 課長課（兼任） 収支課（兼任） 契約検査課（兼任）	イコマド 義援物資の依頼 輸送調整 物資輸送状況の把握・調査、配布、ニーズ調査、避難所生活支援 炊き出し等食事提供 生活再建支援
			防災班	◎環境保全課 清掃リレーセンター 505推進課	火葬場 清掃センター エコパーク21
【復興衛生部】 ◎地域活力創生部 財務部（兼任） 監査委員事務局 教育部（兼任）	◎部長	福祉班	◎福祉政策課 障がい福祉課 生活支援課 地域包括ケア推進課 地域福祉サポート推進室 介護保険課	社会福祉協議会 民生・児童委員 福祉センター 福祉避難所	災害時要支援者の安否確認、支援福祉避難所開設 要支援者の福祉避難所または区画機関への搬送 災害ボランティア受け入れ 義援金の交付 配分方法の検討 被災者相談窓口の設置
		医療防疫班	◎健康課 こども政策課 子育て支援総合センター こどもサポートセンター 地域医療課 園医医療課	市立病院 医師会	医師会対策本部、救護所の設置 医療機関連携 避難所の衛生管理 医師、保健師派遣 ロビーケア心のケア 防風、乳幼児、妊産婦ケア 保険料の減免
【土木部】 ◎建設部 都市整備課	◎部長	土木班	◎土木課 管理課 事業計画課 みどり公園課 花のまちづくりセンター	山麓公園	堤防等閉、被災建物解体撤去
		建設班	◎建設課 住宅課 都市づくり推進課 拠点形成室 学童遊戯室 施設マネジメント課 ファッションマネジメント推進室		建物応急危険度判定 応急仮設住宅の設置 みなし応急撤去 入居管理 災害復旧まちづくり事業
【水産部】 ◎上下水課	◎部長	下水道班	◎下水道課 墨田川浄化センター	山田川浄化センター	下水道施設の復旧
		水環境班	◎上下水環境整備課 工務課 浄水場		下水道施設の復旧 排水活動
【教育部】 ◎教育部 生涯学習部 地域活力創生部（兼任）	◎部長	避難所学校班	◎教育総務課 学校給食センター（兼任） 教育指導課 教育政策室 幼保こども園課 こども園推進室 保育園 幼稚園 児童館課	小学校 中学校 教育支援施設 北谷食センター	避難所開放、避難所運営、物資管理 避難所結成、閉鎖 避難者名簿の作成、入退所管理 臨時避難所の把握と支援 被災者への情報伝達 帰宅困難者対応 自宅避難者の把握 教育の再開
		避難所社会教育班	◎生涯学習課 スポーツ振興課 生涯学習課 生涯学習分館 図書館分館 生涯学習推進センター 市民活動推進センター（兼任）	生涯学習施設 スポーツ施設	避難所開放、避難所運営、物資管理 避難所結成、閉鎖 避難者名簿の作成、入退所管理 臨時避難所の把握と支援 被災者への情報伝達 帰宅困難者対応 自宅避難者の把握 文化財の保護、調査、修復
		臨時避難所班	◎地域コミュニティ推進課（兼任） 市民活動推進センター（兼任） 働き観光課（兼任） 観光振興課（兼任）		避難者名簿の作成、入退所管理 臨時避難所の把握と支援 被災者への情報伝達 帰宅困難者の把握
【消防部】 ◎消防本部	◎部長	消防整備班	◎消防本部総務課	消防団	活動調整の確保
		消防機材班	◎消防課		被害情報の収集・とりまとめ
		消防連絡調整班	◎消防課		緊急消防援助隊の受け入れ調整 警察、自衛隊との活動調整
消防活動班	◎本署 北分署 南分署			救出救助 負傷者等の搬送 消火活動	